

## 職員の飲酒運転に係る懲戒処分等基準

平成14年10月22日制定

平成18年9月1日一部改正

平成18年11月21日一部改正

平成30年10月1日一部改正

### 1 飲酒運転をした職員

#### (1) 処分

酒酔い運転をした職員は、懲戒免職とする。

酒気帯び運転をした職員は、懲戒免職又は停職とする。

#### (2) 減免事項

処分に当たっては、人命救助等の緊急避難的行為であった場合など、特別な事情を考慮することができる。

#### (3) 判断基準

酒気帯び運転をした職員の処分に当たっては、当該職員について、故意又は過失の有無、交通事故の発生の有無その他の事情を総合的に勘案し、判断するものとする。

### 2 同乗者等

#### (1) 処分

飲酒運転と知りながら自動車に同乗していた職員、又は、飲酒運転をすることになると知りながら飲酒をすすめた職員等は、懲戒免職又は停職とする。

#### (2) 減免事項

処分に当たっては、同乗後降車が困難な場所で飲酒運転を知った場合や、強要され同乗した場合など、特別な事情を考慮することができる。

### 3 管理監督者

飲酒運転をした職員を管理監督すべき立場にある職員が指導監督を怠ったと認められるときは、相応の処分等を行うものとする。

### 4 適用期日

この基準は、平成30年10月1日以後に発生した飲酒運転に係る事案について適用する。